

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

1 見守り合い・支え合いの推進

目指す姿

《5年後》

〔地域の見守り活動〕

- 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、企業等と「地域見守り協定」に基づいた、安心・安全な地域づくりが進められ、地域では、多様な主体との連携・協働による日常的な見守りや支え合いの取組が広がっています。

〔民生委員・児童委員〕

- 民生委員・児童委員は、地域において、なり手はまだ不足していますが、その役割の重要性や活動内容への理解は県民に広がっています。

〔地域の担い手〕

- 地域活動やボランティア活動に関心があり、参加したいと思う人に、地域の清掃活動やふれあいサロンの運営、高齢者宅の見守りなどの活動の情報が届くことによって、きっかけづくりが進み、参加者が増えてきています。

〔福祉学習〕

- サロンや交流拠点、学校などにおいて、実際の地域ごとの現状・課題を踏まえた実践型のワークショップの開催など、課題解決型の地域福祉学習の機会が提供されており、生きづらさを感じている人や困り事を抱える人への理解が深まっています。

《10年後》

〔地域の見守り活動〕

- 地域では、多様な主体との連携・協働による日常的な見守りや支え合いの取組が定着しています。

〔民生委員・児童委員〕

- 民生委員・児童委員は、その役割の重要性や活動内容への理解が県民に広がり、後継の候補者が増加してきています。

〔地域の担い手〕

- 地域活動やボランティア活動への参加者が増加し、その中から地域リーダーや地域とともに活動する専門職が育ってきています。また、なかなか実際の行動に移れない人を巻き込むための活動の機会が数多く創出され、参加者も増えてきています。

〔福祉学習〕

- サロンや交流拠点、学校などにおける課題解決型の地域福祉学習により、住民の生きづらさを感じている人や困りごとを抱える人への理解が深まり、地域活動への参加につながっています。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

現 状

〔地域の見守り活動〕

- 高齢化や核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者が増加するとともに、孤立死が増加しており、地域社会の中で居場所がなく、ひきこもりがちになる人もいます。
- 市町においては、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、企業等と「地域見守り協定」を締結し、企業等が地域住民の異変を感じた場合に、民生委員児童委員協議会に情報提供し、該当地区の民生委員・児童委員が地域住民への対応を行うという仕組みを構築している市町もあります。

〔民生委員・児童委員〕

- 各地域の民生委員・児童委員は、地域住民からの福祉課題や生活課題など多様な困り事の身近な相談窓口となり、日常的な見守りや相談・支援、関係機関との連絡調整など、地域福祉の推進に重要な役割を担っています。

〔地域の担い手〕

- 本県におけるボランティア活動者数は、ボランティアグループやNPO団体が1,636団体、個人ボランティアを含む活動者数は90,300名ですが、そのうち広島県ボランティアセンターへの登録団体は38団体あり、主な活動としては、地域の清掃活動やふれあいサロンの運営、高齢者宅の見守りなどがあげられます。
- こうした、地域の活動を活発化し、住民の地域社会への参画を促進するためには、地域づくりに取り組む地域人材が求められています。
- 地域づくりは、活動に参加する住民が少ない一方で、参加していないけれども関心がある住民も比較的多くいます。
- 各市町の社会福祉協議会では、お茶の間サロンや地区社協等での見守りや生活支援を進める講座等の開催を支援しており、そこでは、近隣住民の困りごとの共有や意見交換などが行われています。
- 地域では、高齢者や障害者、子供など、分野別の専門職が活動しており、それぞれの制度に則って、相談対応等を実施しています。

〔福祉学習〕

- 各市町では、市町社会福祉協議会による学校を対象とした社会福祉施設での職場体験活動や、車いす体験・高齢者疑似体験などの福祉体験学習への講師派遣が行われています。

《参考》

〔地域の方同士の助け合い〕

- 「困りごとや悩みに対して、地域の方同士での助け合いができていますか」との質問に対して、43.1%が「あまりできていない」、「できていない」と回答
(広島県民意識アンケート調査(令和元(2019)年9月))

〔ボランティア活動や地域活動に参加したいと思える条件〕

- 「どんな条件が合えば、ボランティア活動や地域活動に参加したいと思いますか」との質問に対して45.6%が「時間的に参加可能な内容である」と回答し、19.4%が「活動の目的・内容等の情報が示されている」と回答
(広島県民意識アンケート調査(令和元(2019)年9月))

〔民生委員・児童委員数〕

- 定数6,045名, 現員5,778名(欠員267名) (令和2(2020)年3月1日現在)

課 題

〔地域の見守り活動〕

- 人の出入りが多く、地域コミュニティとの関係が希薄な地域では、住民による気づきや見守りによる発見が少なく、生きづらさを抱えている人がどこにいるのか分かりにくい状況にあります。

〔民生委員・児童委員〕

- 民生委員・児童委員は、地域の複雑・多様化した相談などへの対応が求められている一方、個人情報保護意識の高まりなどにより、地域住民の生活状況の把握が困難になっていることなどから、その負担も大きくなっており、なり手不足が生じています。
- また、身近な圏域の相談窓口である民生委員児童委員制度やその役割、存在が十分に理解されていません。

〔地域の担い手〕

- 災害に係るボランティア活動に対しては多くの住民が参加していることから、市町社会福祉協議会のボランティアセンター等において、ボランティア活動の内容を明確にしたボランティア養成プログラムや募集、活動の広報が必要です。同時に、地域の担い手を養成していく必要があります。
- 分野別の専門職は、地域住民からの相談を包括的に受け止め、地域住民と協働して地域生活課題を解決につなげる力や、他の専門職と連携した地域生活課題への対応が十分ではありません。

〔福祉学習〕

- 市町社会福祉協議会が支援する、生活支援に関する講座等の取組は、その内容や頻度に差異があり、地域福祉への関心度は地域によって差がつくと考えられることから、地域の実情に応じて、計画的に取り組む必要があります。
- 学校と社会福祉施設等との連携による福祉体験学習にとどまることなく、自らの生活基盤である地域社会の中で、地域生活課題に気づき、自分ができることを考え、お互いを支え合う気持ちを育むことができるよう、取組を進める必要があります。

取組の方向

(1) 地域の見守り活動の推進

- 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、企業等と「地域見守り協定」を締結し、連携した見守り活動を行っている市町は20市町あり、引き続き協定に基づいた安心・安全な地域づくりを推進するとともに、地域住民等による日常的な見守りや支え合いの取組等について、その大切さを伝え、より広まるよう普及啓発を行います。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

(2) 民生委員・児童委員の確保

- 民生委員・児童委員のなり手不足を解消するため、活動しやすい環境づくりに向け、広く県民等に対して、民生委員・児童委員の法的な位置付けのほか、役割の重要性や活動内容について普及啓発を行っていきます。

(3) 地域の担い手の養成

- 地域活動やボランティア活動に参加していない人の中でも、「時間的に参加可能な内容であれば参加したい」、「活動の目的・内容等の情報が示されていれば参加したい」という人がいることから、より参加しやすい活動内容の企画、より詳しい活動内容や活動の魅力を伝える広報などに努めます。
- 地域における支え合い活動を推進するため、サロン活動を進めるとともに、地域リーダー養成研修により、サロンの運営など地域で活動する地域リーダーや地域人材の養成に努めます。
- 分野別の専門職が地域住民と円滑に協働できる能力を高めることができるよう、その資質向上に努めます。

(4) 住民の学習機会の充実

- 8050問題やひきこもりなど、多様化・複雑化する地域生活課題を「我が事」としてとらえ、地域で困っている人などを自発的に支援する意識を持ち、具体的な活動につなげるため、実際の地域ごとの現状・課題を踏まえた実践型のワークショップの開催などを推進します。

(5) 学校教育における福祉教育の推進

- 福祉教育の推進に当たっては、家族や仲間、地域の人々、地域の高齢者や障害者の生活を理解するとともに、体験的・実践的な活動を通じ、自ら主体的に社会的な課題を考えたり、話し合ったりできるような学習を実施し、子供一人ひとりが「地域で共に生きる」という意識をもち、行動につなげていけるよう、学校と地域等が連携した福祉教育の取組を進めます。

〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
市町社会福祉協議会による福祉教育推進校による取組	13市町 〔R 1年度〕	全市町 〔R 6年度〕

県の具体的施策

- 民生委員・児童委員が活動しやすいように、市町が確保している各種情報の適切な提供について助言するとともに、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員協議会が行う研修会や情報交換会などの活動費に対する助成を通じ、民生委員・児童委員のスキル向上を支援します。
- 地域リーダー養成研修の実施を支援します。

2 共に支え合う地域づくりの推進

目指す姿

《5年後》

[避難行動要支援者対策]

- 避難情報等発令時の避難行動要支援者への対応について、市町や民生委員・児童委員をはじめ、避難行動要支援者及びその家族、自主防災組織、福祉施設等関係者など、多様な主体が連携・協働して、個別計画の作成が進んでいます。

[外国人の生活支援]

- 県内各地で在住外国人が、リーダーを介して地域とのつながりを持ち、地域の活動に参加するとともに、外国人同士で生活に有益な情報を共有できる仕組みが整いつつあります。また、医療、防災等の各分野で多言語対応が進み、緊急時により安心できる生活環境の整備が進んでいます。

[矯正施設退所者の地域定着]

- 矯正施設退所者が地域で自立した生活を過ごせるために、地域生活定着支援センターと地域住民、関係機関が連携して、住まいの提供や福祉サービスへのつなぎ等が進んでいます。

[社会福祉法人による地域公益活動]

- 各市町において、社会福祉法人がその専門性を生かし、市町や社会福祉協議会、関係団体との連携により、地域公益活動に取り組めるためのプラットフォームが構築され、社会福祉法人間の連携による「子供の居場所づくり」や「暮らしの相談窓口の設置」など、地域の実情に応じた、様々な地域公益活動が進んでいます。

《10年後》

[避難行動要支援者対策]

- 避難情報等発令時の避難行動要支援者への対応について、市町や民生委員・児童委員をはじめ、避難行動要支援者及びその家族、自主防災組織、福祉施設等関係者など地域の多様な主体が連携・協働した取組が定着し、個別計画の作成が全市町でできています。

[外国人の生活支援]

- 外国人が、孤立することなく地域へ溶け込んで、安心して生活できる環境が整っています。

[矯正施設退所者の地域定着]

- 矯正施設退所者が地域で自立した生活を過ごせるため、地域生活定着支援センターと地域住民、関係機関が連携して、住まいや就業機会の提供などが行われ、地域で安心して生活ができる環境が整っています。

[社会福祉法人による地域公益活動]

- 各市町において、社会福祉法人を巻き込んだプラットフォームが構築され、社会福祉法人間の連携による「子供の居場所づくり」など、地域の実情に応じた、様々な地域公益活動が定着しています。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

現 状

〔避難行動要支援者対策〕

- 高齢者や障害者などの要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難な方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町に義務付けられ、本県では全市町で作成が完了していますが、実際の避難に当たっての個別計画の作成については、全部作成済の市町は、令和元（2019）年6月現在、2市町となっています。
- 避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者や障害者が避難の対象となる福祉避難所は、平成31（2019）年2月現在、県内380施設が指定されています。

〔外国人の生活支援〕

- 県内で生活する外国人が増加する中、外国人と地域住民とのコミュニケーションが少なく、国際交流に関わる県民の割合は低いという状況があります。また、医療、防災、教育、住宅等の各分野での多言語対応や、サービスを受けられるための仕組みづくりが不十分であるという状況があります。
- 特に、平成31（2019）年4月に新たに創設された特定技能労働者は、言葉が十分通じないことで排他的な対応を受けたり、転職が可能になったことなどにより、これまで以上に地域とのつながりが希薄になり、社会的な孤立を招くなどの懸念があります。

〔矯正施設退所者の地域定着〕

- 矯正施設退所者の多くは、安定した職業に就くことができない、住居を確保することができないなどの理由により、円滑な社会復帰が困難な状況にあります。

〔社会福祉法人による地域公益活動〕

- 社会福祉法人においては、平成28（2016）年の社会福祉法改正により、「地域における公益的な取組」（地域公益活動）の実施に関する責務規定が創設され、本県においては、平成29（2017）年から、広島県社会福祉法人経営者協議会により、各市町にプラットフォームを設置し、法人が協力して公益的な活動ができる仕組みの構築が進められています。

＜参考＞

〔避難行動要支援者の個別計画の作成状況〕

- 全部作成済2市町、一部作成済20市町、未作成1市
（消防庁調査：令和元（2019）年6月1日現在）

〔福祉避難所の指定状況〕

- 県内380施設（平成31（2019）年2月現在）
（高齢者施設270、障害者施設88、児童福祉施設4、その他社会福祉施設4、その他14）

〔外国人に対する県民の意識と行動〕

- 8割の県民が地域の国際化が必要との回答に対し、国際交流又は支援に関わる県民の割合は4分の1程度であり、意識と実際の行動の間にギャップがある
（広島県政世論調査〔平成29（2017）年〕）

[外国人技能実習生等の状況]

- 技能実習生及び日本語学校生等, 大学生等ともに9割以上が近所の日本人と仲良くなりたい, 交流の手段としては5割以上が近所の行事に参加したいとの回答に対し, 近所の日本人と実際に話をする頻度は, 技能実習生の85.3%, 日本語学校生等の76.1%, 大学生等の64.7%があいさつ程度又は会話がないと回答
(広島県外国人材就労意向調査[令和元(2019)年])

[矯正施設退所者の状況]

- 全国約7,200名(うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000名)
(法務省特別調査[平成18(2006)年])

[保護観察対象者の状況]

- 県内における保護観察終了者741名中194名が無職のまま保護観察終了(うち少年349名中28名が無職のまま保護観察終了)
(法務省調査[平成30(2018)年])

課 題

[避難行動要支援者対策]

- 避難情報等発令時の避難行動要支援者においては, 避難行動の支援者への事前の情報提供について避難行動要支援者の同意が得られないこと, 地域住民の自助・共助の意識が低い地域があること, 要支援者を支援する担い手が不足していること, 防災や福祉の専門スキルがないことなどから, 避難行動要支援者の個別計画の作成が進んでいません。
- 特に, 在宅の要介護高齢者や重度障害者に係る個別計画の作成に当たっては, 民生委員・児童委員だけでなく, 福祉の専門スキルを有した福祉の専門職や各関係社会福祉施設等が関わることであり, 実効性の高い避難支援を検討していく必要があります。
- 災害時に避難行動要支援者が, 安心して早期に避難や短期入所等ができる施設の指定・確保は, 地域によってばらつきがあるとともに, 高齢者を対象とした施設が多いことから, 障害者等の要配慮者の特性に応じた福祉避難所を確保する必要があります。
- 避難所で生活する避難行動要支援者の医療ニーズ等が迅速に把握できる体制を構築する必要があります。

[外国人の生活支援]

- 外国人については, 特定技能制度の創設により転職が可能になり, これまで以上に地域とのつながりが希薄になり, 生活習慣や文化が理解されないために, 社会的な孤立を招く懸念があります。
また, 相談窓口等の情報が届いていない, 医療, 防災など各分野での多言語対応が十分でないという状況があります。

[矯正施設退所者の地域定着]

- 矯正施設退所者については, 地域によっては, 受入れ側の地域住民や企業, 福祉施設等の理解と協力が十分ではなく, 受入れ体制が整っていません。
- また, 少年の再非行を防止し, 社会復帰につなげるためには, 就労による経済的自立が必要と考えられますが, 少年には, 自分の適性や就きたい仕事分からないこと, 受け入れる事業者には, 非行や罪を犯した少年を雇用することへの不安があります。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

〔社会福祉法人による地域公益活動〕

- 小規模な社会福祉法人は、経営基盤や職員体制の脆弱性などにより、意欲はあっても、地域公益活動を行うことが困難になっています。

取組の方向

(1) 避難行動要支援者対策の推進

- 避難情報等発令時の避難行動要支援者対策について、市町や民生委員・児童委員をはじめ、避難行動要支援者及びその家族、自主防災組織、福祉施設等関係者など、地域の多様な主体による連携・協働した情報提供の仕組みづくりや役割分担による避難支援の取組を推進します。
- 個別計画の作成においては、防災分野と福祉分野の連携も必要なことから、各社会福祉施設団体と結んだ協定等をもとにして、福祉の専門スキルを有した福祉の専門職や各関係社会福祉施設等が協力した取組を推進します。
- 配慮を必要とする高齢者・障害者に対しては、ケアマネジャー・相談支援専門員の研修等において、災害時の対応もケアプラン・サービス等利用計画作成時に検討するように依頼するなど、災害時の避難支援方法を整理する取組を推進します。
- 日常的に医療的ケアが必要な障害児者を支援する人材の育成や、避難時における受入環境の整備に向けて、医療型短期入所施設の開設支援等の取組を推進します。
- 各社会福祉施設団体と結んだ協定をもとに、各社会福祉施設等に対する福祉避難所の指定促進を行うとともに、先進市町の取組を紹介するなど、市町における福祉避難所の確保を推進します。
- 避難行動要支援者の医療・服薬情報や緊急連絡先について、ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)の活用など、ICTを活用した情報登録・確認を推進します。

〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
避難行動要支援者に係る個別計画の策定市町数	21市町 〔R 1年度〕	全市町 〔R 6年度〕
社会福祉施設関係団体との災害時の協力関係構築市町数	1市町 〔R 1年度〕	全市町 〔R 6年度〕

(2) 外国人の生活支援の充実

- 外国人が地域とつながりを持ちながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりを進めます。
- 外国人に、地域行事や生活に関連した有益な情報を積極的に発信します。
- 生活相談や、医療、防災等の各分野での多言語化を進めます。

〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
国際交流又は支援に関わる県民の割合	27% 〔R 1年度〕	30% (予定) 〔R 5年度〕
生活で困っていることがないと答えた外国人の割合	33.1% 〔R 1年度〕	40% 〔R 5年度〕

(3) 矯正施設退所者の地域定着支援

- 矯正施設退所者の再犯防止や、地域での自立した生活を実現するために、支援の必要な人に対し、住居や生活保護等の福祉サービスへつなぐ等、行政や社会福祉協議会などによる相談・連携等を推進します。
- 地域住民や関係機関に対し、矯正施設退所者が円滑に社会に溶け込めるよう、広島県地域生活定着支援センターの事業について、普及啓発を行います。
- 個別性の高い対人支援に対応できるよう、広島県地域生活定着支援センター※職員に対し研修等を実施し、職員のスキルアップに努めます。
- 保護観察を無職で終えた少年に対して、個々に受入事業所を紹介するとともに、事業者の協力を得て、実際の職場で短期の就労体験を実施するなどの就労支援を行います。また、様々な事情で就労が困難な少年に対しては、国、県、更生保護団体等で協議し、就労以外の支援を検討します。

※広島県地域生活定着支援センター…高齢者や障害のある人が矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、生活に必要な福祉サービスにつなげるための支援や、住まいの確保などを実施。

(4) 社会福祉法人による地域公益活動の促進

- 各社会福祉法人が、その専門性を活かし、市町や社会福祉協議会、関係団体との連携により、地域公益活動に取り組めるよう、各市町において、より多くの社会福祉法人を巻き込んだプラットフォームの構築を進めます。
- そのプラットフォームを基盤に、社会福祉法人の専門性を活かした活動方策の検討や、社会福祉法人間の連携による、「子供の居場所づくり」や「暮らしの相談窓口の設置」など、地域の実情に応じた、様々な地域公益活動を推進・支援します。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

県の具体的施策

- 避難行動要支援者の個別計画の作成に向けて、福祉の専門職や社会福祉施設等の協力関係の構築を支援します。
- 市町と連携しながら、地域住民と外国人の交流行事等の中で、リーダー的な特性を持つ人物を発掘し、地域特性やニーズを踏まえた役割を担っていただく取組を進めます。
- 県ポータルサイトから、医療、防災等の生活関連情報や、地域行事、イベント情報等を多言語でSNS等により発信します。
- 市町における多言語相談体制の充実を促進します。
- 中高学生等を対象に、外国人による多文化理解講座等に取り組みます。
- 地域生活定着支援センターを運営し、矯正施設退所者に対して、退所後の受入施設の確保や福祉サービスへのつなぎなどの支援を行います。

3 権利擁護の推進

目指す姿

《5年後》

- 地域連携ネットワークの構築が全市町で着手され、司法、福祉、医療等の連携により、支援が必要な対象者が把握され、財産管理だけでなく、意思決定支援や身上保護の福祉的な観点からの必要な支援が始まっています。

《10年後》

- 認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分なために権利擁護支援を必要とする人が、司法、福祉、医療等の連携により、意思決定支援や身上保護の福祉的な観点から支援を受けることができている。

現 状

- 認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、判断能力の不十分な方々の財産管理や介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結などを支援する成年後見制度の利用の必要性が高まっていますが、利用が進んでいない状況があります。
- 国が平成29(2017)年に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、市町においても計画策定等を求められていますが、県内市町においては、策定が進んでいません。

《参考》

・福祉サービス利用援助事業延べ利用者数：12,625人〔平成30年度〕

課 題

- 成年後見制度は、意思決定支援や身上保護※の福祉的な視点に乏しい運用がなされているケースがあり、また、後見人を支援する体制が不十分であるなど、利用者がメリットを実感できていません。

※身上保護…生活、療養看護に関する事務のこと。具体的には、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと。

取組の方向

- 認知症などで判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業(かけはし)のより一層の周知を図ります。
- 市町に対して、市民後見人の養成や成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する情報提供や助言等を実施します。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

- 市町が行う司法, 福祉, 医療等が連携した仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)の構築を支援するとともに, 福祉サービス利用援助事業(かけはし)から成年後見制度に至るまでの切れ目ない支援をしていきます。

〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
成年後見制度利用促進基本計画(市町計画)に地域連携ネットワークの構築を位置付けた市町数	0市町 〔R1年度〕	全市町 〔R6年度〕

県の具体的施策

- 市町の司法, 福祉, 医療等が連携した権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて, 市町職員等を対象とした研修の実施や, 弁護士や司法書士などの専門家による助言などの支援を行います。
- 福祉サービス利用援助事業(かけはし)を担う専門員が, 生活困窮などの複雑な諸問題に対応できるよう, 県社会福祉協議会が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援し, 事業の適切な運営を図ります。
- 成年後見事業(法人後見)を未実施の市町社会福祉協議会に対して, 県社会福祉協議会が実施する取組を支援します。
- 引き続き, 市民後見人の育成を行う市町を支援するとともに, 未実施の市町に対して実施に向けた働きかけを行います。